

薬生食監発 0531 第 5 号
令和 3 年 5 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設の施行について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）により営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設が行われ、本年 6 月 1 日から施行されます。

つきましては、各都道府県等におかれては、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発 1227第 2 号）等の関連通知等に基づき、管内関係者に対する周知徹底をはじめ、運用に遺漏なきようお取り計らいのほどよろしくお願ひします。

なお、営業許可及び営業届出に関しては、必要な経過措置を設けていることから、御留意くださいますようお願いいたします。

また、「「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q & A」について」（令和 2 年 12 月 28 日付け事務連絡（最終改正：令和 3 年 4 月 23 日））及び「営業規制の経過措置に関する Q & A」（令和 3 年 4 月 27 日付け事務連絡）について、内容を更新しましたので、業務の参考のためお知らせします。

別添 1, 2 「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q & A」

別添 3 「営業規制の経過措置に関する Q & A」